令和８年度第１回北本市自治基本条例審議会　次第

日　時　令和８年７月２１日（火）
　　午前１０時から
会　場　市役所３階　会議室３－Ｂ

１　開　会

２　委嘱状交付

３　市長挨拶

４　自己紹介

５　会長及び副会長の選出

６　会長及び副会長の挨拶

７　議　事
⑴　会議の公開・非公開について
⑵　自治基本条例と総合振興計画
⑶　その他

８　閉　会

＜配布資料＞
- 資料１　北本市情報公開条例／北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）
- 資料２　自治基本条例と総合振興計画
- 資料３　北本市自治基本条例　≪条例の手引き≫
- 第六次北本市総合振興計画計画書

＜参考資料＞
- 北本市自治基本条例審議会規則
- 北本市自治基本条例審議会委員名簿

資料１

○北本市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第２１条　地方自治法第１３８条の４第３項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関（以下「附属機関等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（１）　法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。

（２）　会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。

（３）　会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

２　会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

○北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）

（公開・非公開の決定）

第２条　附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

（会議資料の閲覧）

第５条　会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第７条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。

資料２

自治基本条例と総合振興計画

政策推進部政策推進課

北本市
kitamoto city

令和８年度第１回 北本市自治基本条例審議会

R8.7.21

自治基本条例とは？

▼

〇北本市におけるまちづくりの最高規範

〇市民が主役となってまちづくりを進めるためのルール



なぜ、自治基本条例を
つくることになったのか？

▼

○ターニングポイント

2000年４月－地方分権一括法施行

“個性を生かし自立した地方をつくる”

地方自治の変容

Before	After
・国と地方の関係が、 **上下・主従**	・国と地方の関係が、 **対等・協力**
・どの自治体も画一的な 行政サービス	・まちの特色・独自性 を生かす

こうした流れを受けて、まちづくりを“自己決定”する取組・仕組みが必要となった。

▼

市民が主役となってまちづくりを進めるための基本的なルールである
「**自治基本条例**」を制定。

着手から制定まで約３年８か月

市民参加により、市民の議論の中で北本市自治基本条例が作られた。



わたしたちの自治基本条例

市民、議会、行政 が「みんな」で作った。



だから、

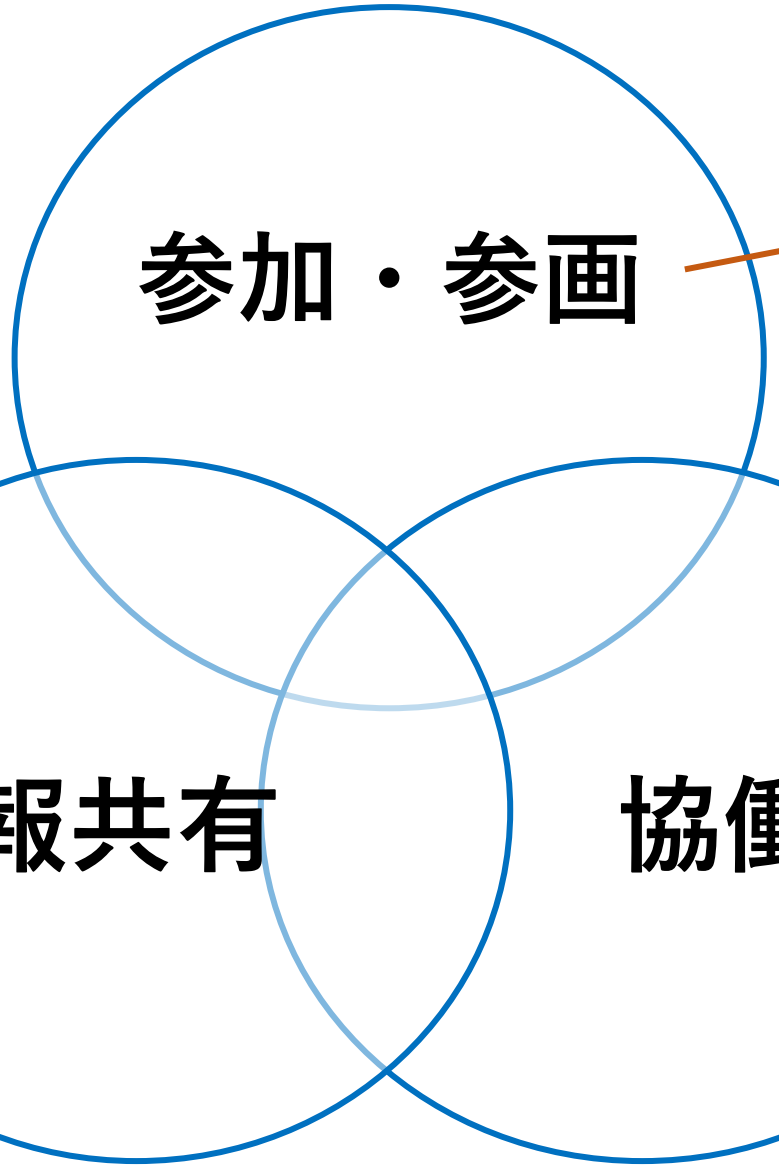
「みんな」で守り、
「みんな」で協働してまちづくりを進めていく。

北本市自治基本条例の位置づけ（第２条）

この条例は、北本市のまちづくりにおける基本的な事項を定めるものであるため、北本市の市政は、この条例の考えの下に運営される必要がある。法律上、条例には上下関係はないものの、この条で、この条例を次のとおり規定することにより、この条例の制定趣旨が北本市のすべての条例、規則、計画等に反映される形とした。

「北本市における
まちづくりの最高規範」

まちづくりの３基本原則（第４条）



市民が、自分たちの住むまちを良くしていこうと、“まちづくり”へ参加や市政へ参画すること

市民と市とが、それぞれに持つまちづくりに関する情報を共有すること

市民と市とが、対等の立場で共通の目標に向かって行動すること

自治を実現する仕組み

○市政運営の基本となる**総合計画**は市民参加を得て策定します。【第１１条】
○**行政評価**を実施し、その結果について公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けます。【第１２条】
○**行政手続**を適正に行います。【第１３条】
○政策の企画立案、実施及び評価について**説明責任**を果たします。【第１４条】
○健全な**財政運営**を行うとともに、**財政状況や財産の保有状況を分かりやすく公表**します。【第１５条】

自治基本条例審議会（第26条）第8章　実効性の確保

市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。
２北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴この条例の適切な運用に関すること。

⇒第４章 市政運営（総合計画等、行政評価、行政手続きなど）
第５章 情報共有、第６章 参画及び協働、第７章 他団体との連携及び協力

⑵この条例の見直しに関すること。
⑶前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長および当該審議会が必要と認める事項に関すること。

まちづくりの基本的なルールを定めたもの ▶ 自治基本条例

制定しただけでは役割を果たさない

そのために、

まちづくりの方向性と実現させるための方法 ▶ 総合振興計画

自治基本条例第11条
総合計画

総合振興計画は、市の最上位計画としてまちづくりの方向性を示すものであり、北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき策定するもの

①情報共有②参加・参画③協働

第１項
市は、基本原則に則り、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（総合計画）を策定しなければならない。

第２項
市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

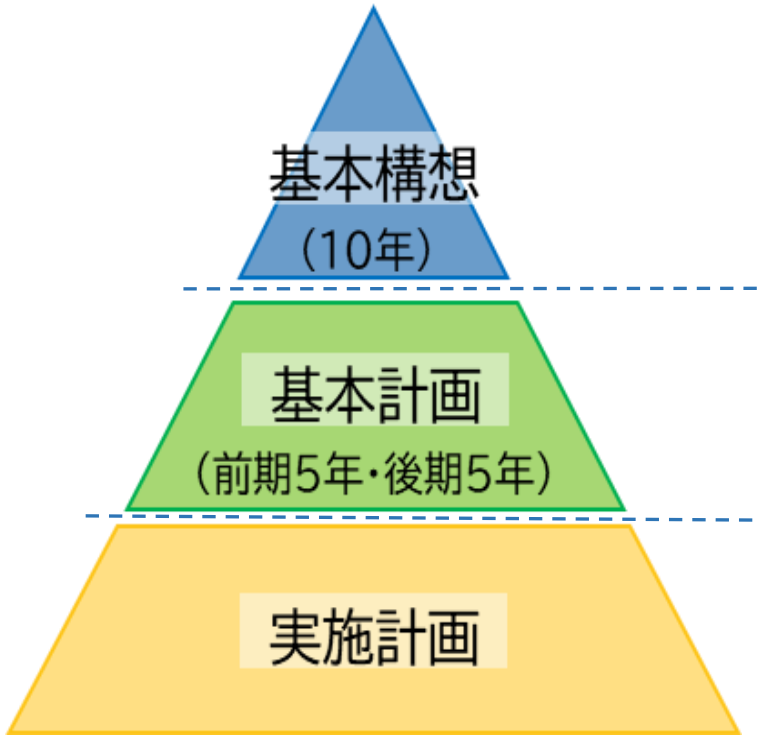
市民意識調査、市民意見募集、市民ワークショップ、市民説明会、審議会（市民等が参加）

こどもの意見、パブリック・コメントによる意見募集、市議会での審議　…などを経て策定



総合振興計画とは

総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために、市の最も上位の計画として策定したもの。今年度から、新たに第六次北本市総合振興計画がスタートし、取組を進めている。



基本構想

今後10年間（令和8～17年度まで）の**まちづくりの方向性**を定めるもの

▶ 6つの政策

例）政策1こどもの成長を支えるまち

基本計画

基本構想を実現するため、必要な施策を具体化する計画。
前期（令和8～12年度）と後期（令和13～17年度）の5年間ずつに分かれている。

▶ 27の施策
109の基本事業

例）
子育ての経済的負担の軽減

実施計画

基本計画を実現するため、より細かい事業について定める計画。毎年度、見直しを行う。

▶ 約450の事務事業

例）児童手当の支給、学校給食費の負担軽減

総合振興計画書のみかた

施策 1-1

子育て支援の充実

施策の目指す姿（方向性）

安心して子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、各種支援制度により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安心・安全で豊かな環境のこどもの居場所づくりを進めます。

成果指標

指標名	基準値	目標値	ねらい
市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	74.8% ▶▶▶	75.5%	安心してこどもを育てることができる環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- こどもの成長段階に対応した切れ目のない支援と良好な成育環境の充実を図ることが求められています。
- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等により、子育て世帯の孤立が進み、子育てに対する不安や負担感が更に増大しています。
- 安心してこどもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが、ますます求められています。
- 保育所等における待機児童を発生させないこと及び多様化する保育ニーズに対応するサービスを提供することが求められています。
- こどもが安心・安全に過ごし、様々な体験を行い、学ぶことのできる居場所を充実することが求められています。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画	きたもとこどもいきいき未来プラン（北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画） 北本市教育振興基本計画
施策に紐づく宣言	めざせ日本一、子育て応援都市宣言



基本事業

重点 1-1-1 子育て不安の解消	目指す姿	・必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。 ・子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。
	主な取組 ▷	こども家庭センターの運営、子育て世帯訪問支援事業の実施、親子関係形成支援事業の実施、児童館利用者支援事業の実施、乳児家庭全戸訪問事業の実施、養育支援訪問事業の実施
	指標 ▷	子育てについて相談できる機関数、子育て世帯訪問支援事業の延べ利用日数、親子関係形成支援事業の実利用人数、乳児家庭全戸訪問の実施率
1-1-2 子育ての経済的負担の軽減	目指す姿	各種支援制度により、経済的負担が軽減されています。
	主な取組 ▷	児童手当・児童扶養手当の支給、こども医療費・ひとり親家庭等医療費の給付、妊婦のための支援給付、多子出産祝金の支給、乳児用品（ベビーベッド）貸出事業の実施、交通遺児手当の支給、学校給食費の負担軽減、就学援助
	指標 ▷	こども医療費の一人当たり支給額、ひとり親家庭等医療費の一人当たり支給額、乳児用品（ベビーベッド）貸出事業の利用率
重点 1-1-3 保育サービスの充実	目指す姿	保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。
	主な取組 ▷	民間保育所等への運営補助、特別保育（病児病後児保育・ステーション保育・一時保育）の実施、公立保育所の適正な管理、保育者研修の実施、乳児等通園支援事業の実施
	指標 ▷	民間保育所等への運営補助金額、保育所等待機児童数、特別保育の利用者数
重点 1-1-4 こどもの居場所づくり	目指す姿	安心・安全な環境で過ごし、心身ともに健康に育っています。
	主な取組 ▷	児童館の運営、放課後児童クラブ（学童保育室）・放課後子ども教室の充実、地域子育て支援拠点の運営、ファミリー・サポート・センターによる預かり、こども応援ネットワーク会議との連携、児童育成支援拠点事業の実施
	指標 ▷	児童館の利用者数、放課後児童クラブ（学童保育室）登録児童数、地域子育て支援拠点の利用者数、ファミリー・サポート・センターの延べ利用者数、こどもの居場所の数



基本計画

総合振興計画の将来都市像と基本理念

〇将来都市像　北本市のあるべき姿として、第一次総合振興計画以来掲げてきた将来都市像を継承し、次のとおり定めている。



〇基本理念（将来都市像を実現するための考え方）

「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」

総合振興計画の政策の大綱

【将来都市像を実現するための6つの方向性・目標】

政策１
こどもの成長を支えるまち

政策２
安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

政策３
健康でいきいきと暮らせるまち

政策４
活力あふれるまち

政策５
みんなが参加し育てるまち

政策６
健全で開かれたまち



今後のまちづくりの方向性

- 今後も継続的な人口減少と少子高齢化が確実視される中、社会環境の変化をまちの活力に変え、持続的な発展に向けたまちづくりに取り組む必要がある。
- この点を踏まえ、将来都市像の実現に向け、ヒト・モノ・カネの観点から次に掲げる３つの事項を基本にまちづくりに取り組む。

１．定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加

２．地域資源を活かしたまちづくり

３．持続可能な行財政運営



資料３

北本市自治基本条例

《条例の手引き》



北本まつり「宵まつり」～範頼ねぶた

2010 年（平成 22 年）4 月 1 日施行

北　本　市

目　次

前文 ……1

第１章　総則（第１条―第３条） ……2

第２章　まちづくりの基本原則（第４条） ……4

第３章　まちづくりの主体の責務等 ……5
　第１節　市民（第５条） ……5
　第２節　議会（第６条・第７条） ……6
　第３節　市長等（第８条―第１０条） ……7

第４章　市政運営（第１１条―第１５条） ……9

第５章　情報共有（第１６条・第１７条） …… １２

第６章　参画及び協働（第１８条―第２４条） …… １４

第７章　他団体との連携及び協力（第２５条） …… １８

第８章　実効性の確保（第２６条・第２７条） …… １９

附則 ……２０

前文

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

解説

前文は、北本市自治基本条例の制定にあたって、北本市のまちづくりの基本的な考え方や、今後のまちづくりへの決意、条例制定の趣旨等について述べています。

前段で、北本市の環境、文化、歴史などに触れ、中段では、北本市の現状とこれからの課題を認識することにより、課題解決のための方法として、住民自治の確立の必要性を確認しました。

この前文では、あくまでもまちづくりの主役は市民であり、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民が議会と市長等を使ってまちづくりを進めていくべきことを記し、条例全体の基本的な考え方として表しています。

そして、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現するために、この条例を定めることを記載しました。

第１章　総則

目的

第１条　この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

解説

この条例を制定する目的は、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」を実現することにあります。

その目的を果たすため、この条例において北本市におけるまちづくりの基本原則、市民の権利と責務、議会及び市長その他の執行機関の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めています。

この条例の考え方の下に、市民、議会、行政それぞれが自身の役割を担い、協働してまちづくりを進めていくことが、理想の北本市の実現につながるものと考えています。

この条例の位置づけ

第２条　この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

解説

この条例は、北本市のまちづくりにおける基本的な事項を定めるものであるため、北本市の市政は、この条例の考え方の下に運営される必要があります。法規上、条例には上下関係はないものの、この条でこの条例を「北本市におけるまちづくりの最高規範」として規定することにより、この条例の制定趣旨が北本市のすべての条例、規則、計画等に反映される形にしました。

定義

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　市民　市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。

⑵　事業者　市内で事業活動を行う者をいう。

⑶　市　議会及び市長等をいう。

⑷　市長等　市長その他の執行機関をいう。

⑸　参画　市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。

⑹　協働　対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

解説

第３条では、北本市自治基本条例の中で、この用語は、このような意味で使います、ということを示します。

この条例の中に記載する「市民」は、市内に住んでいる人、市内で働いている人、市内で学んでいる人、市内で事業活動をしている事業者とします。

まちづくりは、市内に住んでいる人だけではなく、市内の会社や学校へ通勤、通学する人や、市内で事業活動を行う人たちの協力が欠かせないと考えるため、市民の範囲を広くしています。

この条例でいう「市長等」とは、市の執行機関としての市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会のいわゆる行政部分を示します。

また、「市」は、議会と市長等（行政）を表します。

次の第４条（まちづくりの基本原則）で使用される用語の「参画」と「協働」についてもここで定義しています。

第２章　まちづくりの基本原則

まちづくりの基本原則

第４条　市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。
２　市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
３　市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
４　市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

解説

北本市におけるまちづくりの基本原則は、「１情報共有」「２参加・参画」「３協働」の三原則として整理しました。

市民参加・参画を推進し、市民と市との協働を推進するためには、その前提条件としてまちづくりに関する情報の共有が欠かせません。そのため、基本原則の１番目に「情報共有」を規定して、市民のまちづくりへの「参加」と市民の市政への「参画」、市民と市（議会及び市長等）とが対等の立場で共通の目標に向かって行動（協働）し、まちづくりを三者で進めるべきことを規定しました。

特に第３項の、行政は、「市民の意思を市政に反映させるため、政策の企画を立案、実施及び評価する際の各過程への市民参加の機会を保障する」という規定は、市民が主役のまちづくりを進めるうえで重要な原則と位置づけています。

第３章　まちづくりの主体の責務等

第１節　市民

市民の権利及び責務

第５条　市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。
２　市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
３　市民は、市民相互の連携に努めるものとする。
４　事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
５　事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

解説

この条では、まちづくりの主役である市民の権利と責務を規定しました。

まちづくりの基本原則の項目で「情報共有」することにより、市民のまちづくりへの「参加」と市政への「参画」を可能とし、三者の協働でまちづくりを進めることを規定しているため、まず、市民の権利として、市政に関する情報を知る権利と市政に参加する権利を保障し、行政サービスを等しく受ける権利についても併せて規定しました。

一方、市民の責務としては、使用料等行政サービス享受の対価の支払いの義務を規定するとともに、まちづくりの主役として、自治会等地域の活動に積極的に参加し、地域の問題解決を自ら行うべきものとして、市民相互の連携を努力義務としました。

事業者については、市民に含まれますので第３項までの規定が適用されますが、その外に事業者のみが担う責務として、新たに開発を行う際や事業活動を行う際には住環境に配慮する責務を有すること、また、まちづくりへの理解及び協力と、地域社会との調和の責務を規定しました。

第２節　議会

議会の責務

第６条　議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。
２　議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。
３　議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

解説

この条では、議会の責務について規定しました。

議会の機能として、地方自治法第９６条に規定されている意思決定機関としての機能を第１項に、法第９８条及び法第１００条に規定されている市長等への監視機能を第２項に規定しました。

また、第３項では、市民に対する説明責任を果たすため、積極的な情報公開のもとに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うべきことを規定しました。

議員の責務

第７条　議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

解説

この条では、市民から信託を受けた議員は、市民全体の利益を優先して行動し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行すべきことを規定しました。

議会は議員によって構成されているため、第１０条に市長の補助機関である職員の責務を置くのと同様に議員個人の責務についても条を設け、規定しました。

第３節　市長等

市長の責務

第８条　市長は、第４条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。
２　市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
３　市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。
４　市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

解説

この条では、市長の責務について規定しています。

まず、市長は、この条例の目的達成のために、必要な施策を講じるべきこと。北本市の代表者として議員と同様に、公平、公正かつ誠実に業務を執行すること。市民にわかりやすく効率的な組織を構築すること。そして、職員の指揮監督に関する責務を規定しました。

市長の職員の指揮監督に関しては、地方自治法第１５４条でその責務が規定されていますが、ここでは、市長の職員を適切に指揮監督する責務のほか、職員の能力及び知識の向上を図る責務についても規定しました。

また、地方自治法第１５８条に内部組織の設置に関する規定があり、その第２項で当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないと規定されていますが、これを補完するものとして、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織を構築する責務についても規定しました。

他の執行機関の責務

第９条　市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

解説

この条では、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会など、市長部局以外の執行機関も市長と同様の責務を負うことを規定しました。

「市長を除く執行機関」は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会を指します。

条文中の「他の執行機関」とは、たとえば、教育委員会の立場であれば、教育委員会を除く市長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会を意味します。

職員の責務

第１０条　職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

２　職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。

３　職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

解説

この条では、市長の補助機関としての市職員の責務を規定しました。

第１項は、憲法第１５条第２項における「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という規定や、地方公務員法第３０条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」すべきことが規定されていることを踏まえ、市職員の基本的な責務を明示したものです。

第２項では、市職員として自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集して、的確な判断を行うとともに、配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという意識を持ち、相互に連携、協力してまちづくりに取り組むべき責務を有することを規定しています。

第３項では、市職員は、自ら積極的に市民と連携して、北本市の市民としてまちづくりに取り組むべきものとしています。

第４章　市政運営

総合計画等

第１１条　市は、第４条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。
２　市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

解説

地方自治法第２条第４項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定があります。この地方自治法の規定に基づいて、北本市では北本市総合振興計画を策定していますが、この条では、この条例の第４条で示したまちづくりの基本原則のとおり、総合振興計画をはじめとする各種計画を、「市民参画」、「協働」、「情報公開」のもとに策定すべきことを規定しています。

また、第２項では、それらの計画に基づいて市政運営を行うべきことを市長等の義務として規定しました。

行政評価

第１２条　市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。
２　市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べることができる機会を設けなければならない。

解説

この条は、市長等が行政評価を実施し、その評価結果を広く市民に公表するとともに、その評価結果についても市民からの意見を聴取する機会を設け、事業の改善に生かす仕組みを確立するための規定としました。

そのため、第１項では、市長等は行政評価を行い、その結果を次年度の予算等に反映させ、効果的かつ効率的に市政運営を行うべく努めるべきことを規定し、第２項では、市長等は行政評価の結果を市民に分かりやすく公表して、広く市民の意見を聴取する義務を規定しました。

行政手続等

第１３条　市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

２　処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

３　市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

解説

北本市では既に北本市行政手続条例を制定して、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

この条項は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としました。

また、市政運営に関して、市長等が違法性や不当性の事実を確認した際の是正義務も規定しました。

説明責任

第１４条　市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

解説

この条では、行政の説明責任の原則を示しました。

第４条のまちづくりの基本原則では、市長等の政策の企画立案、実施及び評価の各課程への市民参画の機会の保障を規定していますが、その市民参画を推進するための前提条件として、情報共有のために、市長等が政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、説明責任を果たすべきことを市長等の責務として規定いたしました。

財政運営及び財産管理

第１５条　市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。
２　市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。
３　市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。
４　市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

解説

この条では、行政が限られた財源の中で、多様な行政サービスを提供するために守らなければならない、財政運営と財産管理の基本原則を示しました。

第１項では、市長は、単年度ごとの財政運営だけを考えるのではなく、中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行うべきことを規定しました。

第２項では、地方分権が進む中、自治体経営（経営的行財政運営）の必要性が求められていることから、市長は、地域資源を有効活用して常に自主財源の確保に努め、これを効果的かつ効率的に活用すべきことを規定しました。

第３項では、行政の責務として、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設など、公有財産の適正かつ効率的な管理、運用を規定しました。

この項の主語を「市長等」としたのは、市長部局のみならず、教育委員会も市の保有する財産を管理しているためです。

第４項では、市民と行政とが協働するために必要不可欠なものとして、「財政状況」と「財産の保有状況」の情報を、市民に分かりやすく公表すべきことを市長の義務として規定しました。

第５章　情報共有

情報の公開及び発信

第１６条　市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

２　市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

３　市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

解説

この条では、市が市民の請求に基づいて保有している情報を「公開」すべきことと、市民と市が協働してまちづくりを進めるために必要な情報を市が「発信」すべき義務を規定しました。

北本市では、既に北本市情報公開条例を整備し、その下に制度を運用していることから、第１項で、市が市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない義務を規定し、第２項に情報の公開の具体的な運用方法を北本市情報公開条例に委任する規定を設けました。

第３項では、第４条（まちづくりの基本原則）で、まちづくりの三原則のひとつとして「情報共有」を規定していることから、市は「情報共有」のために積極的にまちづくりに関する情報を市民に向けて発信すべきことを規定しました。

個人情報の保護

第１７条　市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

２　個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

市は、市民と市との協働のまちづくりを推進するために、情報の発信と適切な情報公開を行う義務を有する反面、市が有する個人に関する情報を保護する義務を有します。

北本市では、北本市個人情報保護条例を設け、個人情報を適切に管理しています。そのため、この条例では、市の個人情報の保護を義務付ける規定だけを設け、その詳細については、北本市個人情報保護条例に委任する形をとりました。

第６章　参画及び協働

参画及び協働の推進

第１８条　市長等は、市民の参画を推進しなければならない。
２　市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。
３　市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

この条は、北本市のまちづくりの三原則のうちの「参加・参画」と「協働」の基本について規定しています。

第１項で、市民の意見を市政に反映させるために、行政は市民が市政に参画する機会の拡充に努め、市政への市民参画を推進しなければならないこと、第２項で、市は、積極的に市民と協働してまちづくりを推進することを規定しました。

また、第３項では、市民参画と協働推進に関する具体的な方法等については、別に条例を設け、その条例で詳しく示すことを規定しました。

附属機関等の委員の選任

第１９条　市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

解説

北本市では、附属機関等の委員の選任について、「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第７条で、「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。」と規定しています。この自治基本条例には、附属機関の委員の公募を、市民参加を進めるための重要な事項として捉え、ここに規定しました。

パブリック・コメント手続

第２０条　市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

２　パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

この条では、市民の市政への意見提出権を確立するために、計画策定や条例の制定など重要な案件については、市民に案を公表し、案に対し市民が意見を提出することができる機会を設けるべきことを行政の義務として規定しました。

北本市では現在、北本市パブリック・コメント手続実施要綱を定め、運用していますが、自治基本条例制定の後には、その内容を整理し、条例として整備することを規定しました。

意見、要望等への対応

第２１条　市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

解説

この条では、市長等の市民からの意見、要望等への対応の原則を示しました。

市長等が市民に対して最低限担保すべきものとして「必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応」すべきことを規定しました。

現在、「市長への手紙」という制度を設け、市政に対する意見を市民から随時受け付けていますが、市民の意見は、市政を運営するための大切な情報として、市民と市とで共有し、大いに活用すべきものと考えています。

コミュニティの活動の支援

第２２条　市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

解説

自治会や地域コミュニティ委員会の活動等地域における住民の自治的な活動は、地域の課題解決や市民生活を営む上で欠かせないものです。

そのため、コミュニティの活動の促進のために必要な施策を講じることを市長等の義務として規定しました。

なお、北本市内には、１１１の自治会と８つの地域コミュニティ委員会が組織されており、それぞれ、北本市自治会連合会、北本市コミュニティ協議会として市域全体をカバーしています。このような住民自治組織が市内全域に組織されている地方公共団体はそう多くはなく、これは、北本市の大きな特徴といえます。

公益的活動の支援

第２３条　市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

解説

行政のみならず､多様な主体が公共を担う社会の実現に向け､この条では、ＮＰＯ活動やボランティア活動等市民が行う公益活動を市長等が積極的に支援すべきことを規定しました。

また、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重する必要があるため、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものではあってはならないという規定を設けました。

市長等が、第２２条の地域のコミュニティ活動とこの条のＮＰＯ等市民の公益的活動を対の形で支援することにより、市民が主役となって取り組むまちづくり、すなわち住民自治の確立に寄与するものと考えています。

住民投票

第２４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

⑴　法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の５０分の１以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

⑵　法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の１２分の１以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

⑶　市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

２　住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

３　市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

解説

この条では、市民によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」について、市民が直接判断できる手段として住民投票があることを規定しています。

住民投票については、個別の住民投票条例を制定することにより、実施可能ですが、ここでは、住民投票に関し、まちづくりの主体である市民、議会、市長の三者がそれぞれ持つ権利について整理しました。

第１項第１号は地方自治法第７４条第１項の、第１項第２号は同法第１１２条の規定によるものです。

また、住民投票の結果は、市民、議会、市長の三者がともに尊重すべきことを規定しました。

第７章　他団体との連携及び協力

他団体との連携及び協力

第２５条　市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

解説

平成１２年の地方分権一括法の施行により、国、県、市町村は対等・協力の関係になったことから、相互に補完しあい、市民に行政サービスを提供していくことが求められています。

そのため、市は、市政運営にあたり、必要に応じて国や他の地方公共団体と連携、協力すべきことを規定しました。

また、この規定の内容の例示としては、広域連合や一部事務組合の設置、公共施設の相互利用等があげられます。

第８章　実効性の確保

北本市自治基本条例審議会

第２６条　市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

２　北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　この条例の適切な運用に関すること。

⑵　この条例の見直しに関すること。

⑶　前２号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

解説

自治基本条例は、制定して終わりではなく、この条例の理念に基づいたまちづくりを進めていくことに条例制定の意義があります。そのため、この条例の理念の下に市政運営がなされているかを審議する附属機関を設置します。

この審議会は地方自治法第１３８条の４第３項に定められている行政機関の附属機関として設置します。

第２項第１号から第３号までに、この審議会の役割を規定しましたが、審議会が審議する具体的な内容は、自治基本条例制定後に条例に位置づけられている必要な制度等の整備が進められているかどうか等を審議し、社会、経済情勢の変化に対応し、条例の見直しを行うことを位置づけています。

審議会委員の構成等この審議会の組織及び運営に関しては、別に規則を定めて、その中で規定することとします。

この条例の検証及び見直し

第２７条　市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。

解説

社会、経済情勢の変化等により、条例の見直しが必要になったときのために、「市は必要に応じて、見直しを行う」という規定を設けました。

第２６条で定めた北本市自治基本条例審議会は、この条例の検証及び見直しに関し審議する機関となります。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表庁舎建設委員会委員の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会委員	日額	５，５００円	

解説

市民への条例の周知と既存の例規との整合性を図るため、条例施行までの猶予期間を設けました。

また、第２６条で市長の附属機関である北本市自治基本条例審議会を設置するため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行いました。